

お知らせ

このたびの台風9号により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申しあげます。

つきましては、災害救助法が適用されることになりました宍粟市及び佐用町の被害者の皆様には、宍粟市内の店舗（本店営業部・千種支店・上野支店・一宮支店）と佐用支店におきまして次のとおり便宜のお取扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますので、お気軽にご相談ください。
2. 定期預金等の期限前払出しについても、ご事情によりご相談に応じます。
3. 損傷通貨のお引換えをいたします。
4. 国債をなくされた場合もご相談ください。

詳しいことは窓口へお問い合わせください。

西兵庫信用金庫